

CVC (Central Venous Catheterization)委員会

第1章 名称および事務局

- 第1条 本会は、CVC委員会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、日本医学シミュレーション学会（JAMS）事務局内とし、各種連絡の窓口は、委員長とする。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、JAMSの1分科会として、JAMSの活動に協力し、中心静脈穿刺の安全教育の普及を目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) JAMSの学術研究会への協力
 - 2) 中心静脈穿刺の安全教育セミナーの実施
 - 3) 超音波ガイド下中心静脈穿刺の指導者養成コースの実施
 - 4) JAMS機関紙等の刊行への協力
 - 5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 CVC委員

- 第5条 CVC委員は、委員会が認めた者とする。

第4章 CVC委員とその任務

- 第6条 本会には次の役員を置く。
- | | |
|--------|-----|
| CVC委員長 | 1名 |
| 総務責任者 | 1名 |
| CVC委員 | 若干名 |
- 第7条 CVC委員長は委員会において選出され、委員長は本会を代表し、会務を総括し、委員会において議長となる。
- 第8条 総務責任者は委員会において選出され、CVC委員会にて承認をうける。総務責任者は本会の会計および日常の会務を担当する。また委員長が不在または事故のあるとき、この会務を代行する。
- 第9条 委員長の任期、総務責任者の任期は3年とし、再選をさまたげない。

第5章 会議

- 第10条 CVC委員会は委員長または委員の半数以上が開催を必要と認めたときにこれを開くことができる。
- 第11条 CVC委員会は委員により組織され、重要会務を審議し、委員長の諮問に応じ、人事、事業ならびに会計報告、事業計画、その他の必要事項

の審議・決定を行う。またその他必要と認める事項について審議を行う。

第12条 CVC 委員会は委員の3分の2以上（文書による方法を含めて）の出席をもって成立とする。

第6章 会計および会計報告

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第14条 本会の予算は JAMS に申請し、JAMS より割り当てられた予算にてまかなう。各年度の終了3ヶ月以内にその年度の財産目録と収支を JAMS に報告し、JAMS 監事の監査を経て JAMS 評議会の承認を得なければならない。

第15条 学術研究会・教育セミナーにて若干の参加費を集めることができる。

第7章 会計変更

第16条 本会会則（附則を含む）を変更するには委員会にて審議し、文書による方法を含めて出席した委員の3分の2以上の承認を要する。

附則

第1条 本会の会則施行に必要な細則は委員会の儀を経て別に定める。

第2条 各種会議の議決は一般に文書を含めた出席者の過半数の賛成を持って決定を行う。賛否同数の場合は、議長の決を持って決定する。

細則

第1条 CVC 委員会は、JAMS の会員であって、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。認定には世話人会の承認が必要である。

- 1) CVC 委員会による JAMS CVC インストラクター認定を受けた者。
- 2) CVC の活動を支援し、貢献した者。

第2条 CVC 委員は、以下のいずれかの条件を満たす場合、退会することになる。

- 1) JAMS CVC インストラクターでなくなったとき。
- 2) 本人から退会の申し出があったとき。

第3条 JAMS CVC インストラクター認定規約は、別に定める。

第4条 CVC 教育セミナー実施規約は、別に定める。

JAMS CVC インストラクター認定規約

JAMS CVC インストラクターになろうとする者は、下記の規定を満たし、CVC 世話人からの推薦をうけ、CVC 委員会にて承認を得る必要がある。JAMS CVC インストラクターは JAMS 公認 CVC インストラクターズ・ガイドを使用できる。

規定)

- 1) JAMS の A 会員である。
- 2) CVC 委員会が実施する CVC 指導者養成コースの受講修了。もしくは CVC 実践セミナーを受講後に CVC 指導者養成コースのアシスタントを 1 回以上行っていること。

JAMS CVC インストラクターの継続(更新)

規定)

JAMS CVC インストラクターは 5 年ごとに継続するための審査を受ける必要がある。資格を取得した年を 1 年目とし、5 年目の年度終了時に更新の手続きを行う。更新するには 5 年間に 1 回以上、CVC 指導者養成コースもしくは CVC 実践セミナーの開催、インストラクター、アシスタント、受講者のいずれかを経験していることを条件とする。規定の更新申請書の提出ならびに CVC 委員会の承認が必要である。認定期間中に JAMS 主催の CVC 講習会でのインストラクターをしていない場合は、更新申請書に加えて第三者による証明が確認できる既定の「インストラクター実績証明書」の提出が必要である。更新期間が過ぎてしまった場合、更新申請書を提出し、CVC 委員会の承認を受けた時点で、再度インストラクターの資格を取得することができる。やむを得ず働けない期間があり委員会が承認した場合に限り、インストラクターの任期はその期間は覗いて 5 年間とする。

更新手続き (年間) スケジュール

- | | |
|-----------|---|
| 1 月初旬 | 事務局より更新対象者にメールにて案内
ホームページにて案内 |
| 2 月末日 | 更新申請書の受付締切り |
| 3 月 1 日～ | 書類審査 (事務局) |
| 3 月 15 日～ | メーリングリストによる承認作業 (CVC 委員会)
承認後、CVC インストラクター認定書の送付 |
| 4 月 1 日～ | インストラクター名簿の更新 (ホームページ) |

CVC 教育セミナー実施規約

CVC 教育セミナーは、以下の二種類に大別される。

- 1) CVC 委員会が企画・実施する CVC 指導者養成コースならびに CVC 実践セミナー
 - 2) 各自の所属施設等における CVC 講習会の開催
 - A) 講義及びハンズオン・トレーニングによる講習会
 - B) 講義のみで実技を伴わない講習会（看護師対象など）
-
- 1) CVC 委員会が企画・実施する CVC 指導者養成コースならびに CVC 実践セミナーは、次項を要件とする。
 - A) CVC 委員会の目的および事業（第 2 章第 4 条）に即した内容であること。
 - B) CVC 委員会が企画・主催し、教育に当たっては JAMS CVC インストラクターが実施すること。また、終了後は JAMS に実績報告を行う。
 - C) CVC 指導者養成コースの開催条件は CVC 委員が少なくとも 1 名は参加していることとする。
 - D) 非営利目的を原則とするが、協力を希望する企業の共催は拒まない。また、受講者から若干の参加費を集めることができる（第 6 章第 15 条）。
 - 2) 各自の所属施設における CVC 講習会は、次項を要件とする。
 - A) 医師対象の場合は、シミュレータを用いたハンズオン・セミナーを原則とする。
 - B) ハンズオン・セミナーを行なう場合は、CVC インストラクターズ・ガイドを標準手技とし、安全・確実な穿刺手技の普及に努める。
 - C) 開催に際しては、CVC 委員会に前もって通達する。また、受講者の穿刺成功率やその後の臨床でのモニタリングなど、本活動に重要と思われるデータの調査にできるだけ協力する。

CVC 教育機材

規定)

- 1) インストラクターは、CVC 委員会から受領した教育機材（テキストおよびインストラクターズ・ガイド）を、CVC 委員会が実施する CVC 実践セミナーおよびインストラクターの所属施設における CVC 講習会以外の目的で使用することはできない（その他の目的での使用においては、著作権を有する製作者の同意を必要とする）。
- 2) CVC 教育機材の改定は、CVC 委員会によって任意に行われる。最新の CVC 教育機材は、インストラクター更新等により最新のインストラクター認定を受けているもののみに配布される。
- 3) インストラクターが認定を取り消された場合は、CVC 教育機材は CVC 世話人会に返却するものとする。

2016 年 6 月 1 日改訂